

平成26年第5回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成26年11月27日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第51号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第53号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第54号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第55号 本巢市トレーニング施設条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第56号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第9 議案第58号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第59号 平成26年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明

健康福祉部長 林 正 男

産業建設部長 大 熊 秀 敏

林政部参事兼
部長心得兼根尾
総合支所長心得

小野島 広 人

上下水道部長 杉 山 敏 郎

教育委員会
事務局 長 岡 崎 誠

会計管理者兼
会計課長 村 瀬 敏 勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 安 藤 正 和

議 会 書 記 杉 山 昭 彦

議 会 書 記 山 本 憲

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 中村重光君と12番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 議案第51号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第51号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第52号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第52号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の給料改定については、一昨日説明のように7年ぶりの引き上げということで、引き上げといっても、この間ずっと引き下げられてきたわけでごさいます、そういう意味でこの引き上げについては、前進だというふうに理解し、賛成するものでありますけれども、まだ27年、来年度以降の問題については若干異論もあるところもありますけれども、今回はそういうことはさておいて、2点お伺いしたいと思います。

人勸の中で、公務員人事管理に関する報告というものがございます。これは給与とは直接かわりないですけれども、人勸を尊重するという立場にある以上、この人事管理に関する報告についても同様だろうというふうに考え、質問したいと思います。

この中で、いろいろございますけれども、2点。

一つは、職員の心の健康づくりの推進という項目がありまして、この一部だけをちょっと申し上げますと、心の健康の問題により1カ月以上の期間勤務しなかった長期病休者について、増加傾向にあるということとあわせ、この長期の病休者の中の6割が心の問題だというふうに指摘されています。そのために、さまざまな対応をするようにという指摘がされています。

この点について、これまでも一般質問等でも取り上げられておりますけれども、市としてそのような対応をしていたと思っておりますけれども、今回の報告を受けて、さらにどういうふうに考えているのか、またこの間にやられてきたことも多くあると思っておりますけれども、あわせて御報告願いたいというふうに思います。

もう一つは、非常勤職員の勤務環境の整備という点についても指摘がされています。例えば、非常勤職員の夏季休暇について、弾力的な年次休暇の付与について所要の措置を講じるというような指摘もございます。こうした勤務環境の整備についても、この間さまざまな形で取り組んでこられたと思っておりますけれども、そういったことも踏まえながら、市としての考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの2点の質疑につきまして御答弁を、企画部長の大野君、お願いします。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま御質問いただきました、まず1点目の職員の心の健康づくりに対する人事院勧告による報告に基づきました市としての考え方という御質問でございますけれども、市としては、前に一般質問でもお答えをさせていただきましたように、従来から職員のワーク・ライフ・バランス、こういったものの推進ということで、いろんな取り組みを行ってきております。中には、時間外勤務の縮減へ向けた取り組みとして、ノー残業でありますとか、また特に心の病の問題につきましては、予防から職場復帰までの対応マニュアルといったようなものを設けて、それぞれ未病の段階からの取り組みでありますとか、そういったことで対応しているところでございます。

また、職員の研修におきましても、定期的に管理職の職員研修を、実は先般も行ったところでございますけれども、今後も引き続き行っていくというような予定でございます。

また、職員の意識調査と申しますか、職員の自己申告、こういったものを活用いたしまして、職員のストレスチェックといったようなこともあわせて実施をしているというようなことで、いろんな取り組みは行っております。ただし、これが全てうまくいっているかという、決してそういうことではございません。絶えず現状をしっかりと捉えた中で、こういった取り組みが果たしてどうなのかということを検証しつつ、先ほどの人事院の報告に基づいて、日々見直しを図りつつ取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから2点目の、非常勤職員の勤務環境の整備に対してどういう考え方かということでございますが、やはりこの非常勤職員の対応につきましても、既に取り組みといたしまして、ちょっと上げさせていただきますが、いわゆる通勤手当に相当するものとして、それぞれの賃金、報酬等への割り増しというような形で支給をいたしております。

また、夏季休暇ということでは設けておりませんが、年次有給休暇といたしましてそれぞれ付与する形で対応をしているということでございます。

また、健康診断につきましても実施をしているということでございます。この点につきましても、今後も人事院勧告のこういった指導等を十分勘案いたしまして、さらにまた見直しを図りつつ対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、前のときの説明でございませうけれども、今回の給料改正においては、久しぶりだということで、今までは下げる、下げるということで、今回は上げるということで、どういうふうの世の中の情勢が変わったのかなあというふうに、私が思うには、アベノミクス効果が出たとか出ないとかいうようなことだろうと思うんですけれども、原理的に本巢市の職員の給料というのは、岐阜県下において下のほうから数えたほうが早いぐらい給料が低いという中において、今まで私が議員になってからずっと下げる、下げるという、人事院勧告からの通告によってやってきましたので、その都度、私も反対をしてきました。

基本的に、この本巢市だけではなくて、給料というのはどういうふうで定められているかということなんです。そのところが少し理解ができないと、わかっていないと、後の回答がしにくかろうということで、ちょっと説明を、私なりの思いをします。

人間、この世の中に生まれて24時間という時間を、常平生において平等に与えられている。この24時間という時間を企業というところに、1時間幾らで私の時間を買っていただけますかということで、売るわけなんです。自分の自由な時間を1時間。それが世間でいう時間給。1時間幾らというふうで換算をされて、今の時代ですと、1カ月約160時間働いて幾らという報酬になる。

そういうことを鑑みたときに、この本巢市の職員の方たちの1時間の時間給と、一般社会に置か

れるサラリーマンといわれる労働者の時間給と換算をしたときに、私が調べた中では相当の開きがあるかと思っております。また、岐阜県と愛知県と比較した場合においても、ざっというなら年間で60万近い差があります。地域によってある程度の格差が出るのは仕方がなかろうかと思えますけれども、そういう中において、この本巣市に住む一市民として、またそこで働いている役場の職員の方を思うと、少し賃金が他の市町村よりも低いのではないかなというふうに思われます。そのことの比較がずっと出れば結構なんですけれども、私が思うに、今回の提案であるアップの量が非常に私の思いとしては低いという思いをしております。上げることにおいては、何ら反対する理由はないんですけれども、もう少し、人事院勧告に従うのではなく、他市・他県とのバランスの中において、本巣市独自の判断によって、もう少しアップをすることができないのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

私ども職員にとっては、非常に個人的にはありがたい御意見だというふうに思います。しかし、私どもはやっぱり給料という形で市民の皆様方の税金等でいただいておりますことから考えますと、やはりある一定のルールに基づいた中で、給料といったものをいただくということでございまして、この点につきましても、過去から国家公務員等につきましても人事院の給与勧告制度というようなものが設けられておりますけれども、また都道府県や政令指定都市などにおきましても人事委員会というものがございます、そういったところで定めるということになっておりますが、本市のように15万人以下の市町村においては、公平委員会というような組織もございますけれども、この公平委員会では人事行政に関して勧告をするというような権限を有しておりません。こういったことから、従前から本市におきましては、これまでも議会に御説明をして人事院勧告による決定といったもの、国家公務員の給料に準じたところで、この勧告に従っていくということで、これまでも議会に御説明申し上げて、御意見をお伺いしながら決定をしてきたというようなことでございますので、これからもこういった人事院勧告の決定に従いつつ、対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今、説明を伺っておりますけれども、職員の給料が安い、高いということにおいての感覚の違いだろうなと思えますし、また職員としては非常に言いにくいこともあろうかと思えますけれども、この本巣市は4市町村が合併をして、そしてそれぞれの4市町村の給料体系の違う中において、今の給料体系を高いところか低いところかはよくわかりませんが、その中で決めていかれたというふうに思っております。

その中において、10年たって、大体平均的に格差のないようにしてきたかと思っておりますけれども、それでもなおかつ、他市町村と比べるとこの本巢市の給料体系は非常に低いという中において、人事院勧告に従って、過去に7年間ですかね、私が議員になってからずっと下げに、下げに、下げにという形で来たわけなんです。そして、今回上げるということになったわけなんですけれども、今も言われるように人事院勧告に従って、また人事院勧告に従ったパーセンテージで上げていくということになれば、この給料体系は100年たっても変わっていかないだろうと思っておるわけです。

あえて私がそれを言うかということ、世間一般の物の考え方としては、給料が低いということは、言葉は悪いですけども、無能な人間が給料が安く、有能な人間は給料が高いというのが、大体世の中の会社の常であります。私も経営者の一人として、非常に役に立つ人間においてはたくさんの給料を与える。報酬という形で与える。けれども、余り役に立たない人においてはそんなに昇給はさせない。そういうふうにして世の中というのは回っているだろうというふうに思っております。その中において、本巢市の職員の給料が非常に低いということになれば、私は他市のところにも結構行きますけれども、本巢市の職員は給料が安いんですねと言われると、ちょっとむかむかとするわけなんです。そういうことを思って、今質問をしておるわけなんです。

规则的に、言われたことのパーセンテージは、それ以上上げたり、仮に下げたりすることは可能なわけですか。可能でなければ、この質問はもう終わりますけれども、市長のほうからの段取りとして、パーセンテージを人事院勧告に従わなくてももう少しアップすることができるのかできないのか、お伺いをして質問を終わりますけれども。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど企画部長が答弁いたしましたように、むしろ大変ありがたいお話なんですけれども、公務員は、一応基本的には、国、県、他の市町村と均衡を保ってやるということが言われておりまして、そういったことで、市独自で給料をつくってどうこうとなったときに、そういう説明が市民の皆様方にもしにくいということもありますし、また一般の企業と違いまして、公務員の場合は、常々問題になっていますけれども、いわゆる労使交渉で賃金確定ということはできない。その代償ということで、人事院、または人事委員会という制度が設けられてやってきておるということで、我々公務員はそういう意見もないということで、基本的にはよって立つところは人事院、または人事委員会の勧告というものに従って公務員の給料を決定しているというような仕組みにはなっております。ということから、今の全ての団体が、いわゆる県の人事院、もしくは人事委員会の勧告に従った給料体系になっているということでございます。

たまたまそれぞれ各市町村の中で、給与が若干上下があるというところは、採用された、入ってきてからのいわゆる昇給、昇格というところの辺であるんじゃないだろうかと。給与が高い、低い、

それから調整手当の支給の問題とかということ、市町村間にばらつきがあるということでもあります。基本的には、給料表というのは、人事委員会、もしくは人事院勧告に従った給料表に格付をしてきたと思いますので、独自のものをつくって勝手に給料を上げるという団体はどこにもございませんので、これからもそういう問題に対応していかなきゃいけないというふうに思っております。と同時に、地方団体が独自性を持つてということを言いながら、これは増給改定のときにお話し申し上げておりますけれども、独自の人事院勧告をしたり、しなかったりというふうになったときには、国も大きくは言いませんけれども、必ずいろんな形でペナルティーがあるということは承知をいたしております。とりわけ交付税等々において問題が出てくるということもありますので、やはり他の市町村、国、県の実態にあわせて、我々本巢市もやっていくと、今後もそういう方向でしていきたい。それは、やっぱり労使の交渉だけで解決できる仕組みに公務員の制度がなっていないということが基本になっております。

ということで、勝手に上げたり下げたりするということをやれば、必ずいろんなところで弊害が出てくるということで、そういう手法はとらないし、私はとるつもりもありませんし、これからいわゆる方向変更する気持ちはありません。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第52号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第53号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第53号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第53号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5 議案第54号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第54号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

先ほども職員の給与等々で言いましたとおり、私自身のことでも触れますけれども、議員の手当そのものも、本巣市はこの岐阜県下において一番低いではないかと思っております。そういうような中において、今回の人事院勧告に従ってのベースアップということでございますけれども、到底このような金額で納得できるというわけではありません。

職員の給料もそういうような形で、私はもう少したくさんの給料をとということで思っております。

たけれども、市長の答弁によりますと、人事院勧告に従ってのパーセンテージを今後ともなぶるつもりはないというようなことをございましたので、そういうことになれば、人事院勧告に従ったことを何もここで審議することはなく、そのまま実行すればいいのではないかなというふうに思っておりますので、改めて市長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議員報酬も人事院勧告に従って、今回上げさせていただくということであります。特別職も、それから議員の報酬、報酬というのはまだ決まっていないですね。報酬そのものは報酬審議会というものに諮って基本給は決めていくと。これが職員との違いでありまして、職員のは人事院勧告とか人事委員会の勧告に準じてやっていくということになっています。特別職、それから議員の報酬というのについては、基本的には我々も今までやってきているのは、市議会のそれぞれの報酬審議会に諮って、そこで上げる下げるということもやってきております。ただ、そのほかの期末手当とかにつきましても、今までずっと人事委員会、もしくは人事院の勧告を踏襲して、旧の市町村時代からずっとこの制度でやってきておりますので、今回も引き続き一般職の今回の改定に準じて、本市としては議員の手当の改正を提案させていただくということをございまして、この件につきましても、これから基本的には踏襲をしていきたいというふうに思っております。

報酬の額が少ない、低いというのは、これまた別途、報酬審議会という中で議論をしていただく問題でありますので、これが人事委員会とか人事院の勧告とは別の仕組み分けになっているということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

先ほども述べたとおり、給料、報酬を上げるということにおいては何ら反対する理由はないんですけれども、職員の給料と同等の議員の報酬ということにおいては、到底アップ率が低いということにおいて、反対をしたいと思っております。

また、人事院勧告によって、その方向に従って、市長はこれからもやっていくということにおいて、少し勇気ある改革を求めるためにもという意味を込めて、反対とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありましたが、原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

それでは、賛成討論を行います。

私は、反対する理由がありませんので、賛成をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第54号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第55号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第55号 本巣市トレーニング施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第56号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第56号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第57号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第57号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第58号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第58号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、3点ほどお聞きをしたいと思いますので、担当部長さんの御答弁をお願いしたいと思います。

予算書の11ページでございますが、下段の老人福祉費の19節の説明が、初日に広域連合の構成市町による分担金というふうの説明を受けたわけでございますけれども、分担金の根拠というんでしょうか、基礎を知りたいということです。なぜかと申しますと、6月の議会でございますが、地域密着型特養についての補正の際に、床当たりの補助金の基本によって補助金を市に今回認めて計上してあるんですが、今回、分担金ということでございますので、その内容についてお聞きをしたいということと、もう一つは事業の規模でございますね。例えば、定員とか、構造物も大ざっぱなことで結構でございますので、あるいは所在地、事業の内容についてもお聞きをしたいと思います。

2つ目は、同じく予算書の13ページの下段の農業振興費、鳥獣被害対策の委託料でございますけれども、これは委託料ですので、多分猟友会へ委託され、今回計上されていると思いますけれども、9月補正のときに、猿とシホンジカの個体数の調整を図ると、それから有害の捕獲、それで報奨費と委託料で487万補正をし、計上されたと思いますが、その経緯と関係といいましょうか、そして今回新たに243万9,000円の委託料を計上されていますが、この計上されている内容についてもお聞きをしたいと思います。

3点目は、これも予算書の17ページでございます。中学校管理費の工事請負費で、これも初日の説明の中で、体の御不自由な方が入学されるのでということで、工事費が計上されております。そういうことでバリアフリー化をされるということはわかりますが、かなりの金額でもございますので、どういう箇所をバリアフリー化されるのか、あるいは改修されるのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

以上3点、各部長さんをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

それでは、まず1点目の質疑についての答弁を求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、最初、地域密着型の施設につきましては定員が30名であるということで、今回の施設は100床規模のものということで、補助対象になる施設の違いがあるということでございます。

そして、本会議で補正を出させていただきました老人福祉施設の整備補助金につきましては、本県広域連合管内におきまして、他の地域と同様に少子・高齢化が着実に進んでおりまして、それに伴いまして高齢者夫婦世帯、また独居老人世帯が増加をする一方で、核家族化が進むなど家庭や地域の介護力の低下が進んでいるとか、施設への入所希望者が大変多くなりまして、本県市民の方で和園等を含めまして、県内の各特別養護老人ホームの待機者が現在約400名ほどというのが現状でございます。このような現状の中で、本県広域連合で策定をされています第5期の介護保険事業計画に沿いまして、岐阜市寺田にございます社会福祉法人和光会というところがありまして、特別

養護老人ホーム、ナーシングケア北方、仮称でございますが、これが全室個室のユニットケアシステムを採用した部屋でございます。定員が100名の施設を現在は北方町内におきまして建設をしているものでございます。

なお、この特別養護老人ホームの整備補助金の算出につきまして、総事業費が約8億8,100万円ほどでございます。そのうち県の補助金が2億9,000万円でございます。本県広域管内の2市1町で、過去からの申し合わせによりまして県補助金の約4割相当を負担するというので、2市1町の補助金総額が1億1,600万円でございます。さらに、この2市1町でおのおの均等割、人口割、それとあと平成25年度の基準財政需要額でおのおの算出しまして、本市におきましては4,249万3,000円を今回の補正で計上をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

それでは、2点目の質疑についての答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の鳥獣対策委託料でございますが、先ほどおっしゃいました、以前9月補正でお願いしておりました鹿の個体数調整事業につきましては、猟期の中に鹿を駆除していただくということで、私のほうで200頭分の補正を出させていただいております。

猿の捕獲につきましては、林政のほうで、国庫補助の新たな設置ということで出させていただいておるものと記憶をしております。

今回お願いをしております243万9,000円につきましては、鳥獣被害の増加による自治会からの駆除の申し出件数が、平成25年度は44件ございましたが、今年度の10月27日現在で50件が申請されておりまして、捕獲の依頼が多いということで、委託料の増加がしておるものでございます。

本年度の捕獲件数でございますが、イノシシで前年43頭から77頭、鹿で17頭から24頭、ヌートリアで23頭から55頭、ハクビシンは前年はいませんでした。今年度は6頭、カラスで135羽から172羽と捕獲件数の伸びが著しく、特にイノシシにおいては倍増しておるところでございます。

そんなことで、鳥獣被害対策委託料が不足しておるということで、今回お願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

3点目の質疑についての答弁を求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

中学校管理費の中学校施設改修工事の内容ということで、御説明をさせていただきます。

工事内容といたしましては、現在、根尾中学校においては教室が2階、3階にあるため、2階のトイレの一部を多機能トイレ、車椅子を利用される方が車椅子のまま利用できるようにするための改修工事、また平成9年度に設置しております1階から3階までの昇降機につきましては、作動確認をいたしました。動かず、旧式であり、修理部品もないということから撤去する工事、そのほか

としまして、各教室出入り口の段差の解消工事、学校の玄関スロープ改修工事、体育館玄関階段改修工事、2階廊下手洗い改修工事、体育館出入り口段差解消工事の予算を計上させていただいております。

なお、撤去いたしました昇降機の後には、新たに使用料及び賃借料で10万8,000円を予算計上させていただいておりますが、3年レンタルにより階段内側に昇降機を設置いたす予定であります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それぞれ答弁ありがとうございました。

それで、100床予定しておる老人ホームでございますけれども、以前にもお聞きしたように大和園の待機者が非常に多いということでお話ございましたけれども、広域連合の事業計画の中で計画が進められているということでございますけれども、そういうことで待機者が非常に多いんですが、構成市町2市1町の在住者といいますか、希望者はやっぱり優先的に入所を考えておられるかどうか、その辺はもしわかりましたら答弁をいただきたいと思います。

それから、鳥獣被害対策につきましては、非常にふえているので、今回、各自治会から要望が出ている内容についても、今御報告があったような大きな動物から小動物まであるわけですが、それぞれに希望が出ているのでしょうか。非常に里のほうへ、特に人が住んでいるところへ小動物が非常に最近多いというふう聞いておりますので、そういうことも含めて、今自治会で出ている捕獲希望といいましようか、内容がもしわかりましたら、どういうものがあるかお聞きをしたいと思います。

また、教育委員会のことにつきましては、生徒さんが安心・安全に学べる、そういう校舎で、ますます心遣いをさせていただきたいという要望だけお願いして、私の質問としたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの1点目の質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

一応、2市1町を優先に入所をできるようにということになっております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

2点目の質疑についての答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の御回答ですが、確かにことし、前年1年間で44件に対しまして、10月末で50件というこ

とで、依頼数はふえております。

その内容についてでございますが、やはり南部地域ですと小動物、ヌートリアとかカラスの駆除の依頼が多うございますし、北部ですとやはりイノシシ、鹿、イノシシが住宅近くでの山を荒らすとか、農地へ出てくるというようなことで捕獲の依頼、鹿の駆除の依頼が多い。もちろん、カラスについても依頼が山間部でもございますが、そんなことで、今ちょっと個別の件数は掌握しておりませんが、総体では50件、上半期でそんな件数が出ておるところでございます。以上でございます。

○7番（高田文一君）

了解しました。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2点伺います。いずれも産業建設部長に伺います。

説明資料のほうで申し上げますが、4ページに農林水産業費、または土木費でそれぞれ1点ずつお伺いします。

まず、農業振興費で、対象事業費の確定に伴って戸別所得補償経営安定推進事業補助金の増額というふうでございます。確定したということで、どういう状況に今現在なったのか、その状況をお知らせ願いたいというふうに思います。

2つ目は、道路の新設改良費で、道路工事に係る労務単価及び主要資材の単価高騰による増額というところでございますが、この労務単価や資材の単価とはどの程度あったのか。それと、このほかの部分でも当然同じことがいえると思うんですけれども、予算的にはこの部分だけの増額補正でございますが、そのあたりはどうなのか、あわせてお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの2点の質疑についての答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、1点目の概要につきまして御回答を申し上げます。

本年度から新たに発足しました、農地中間管理機構への出し手に対する支援ということで、農地集積協力金というものができております。農地中間管理機構の貸付割合が地域で2割を超えるものにつきまして、5割までは10アール当たり2万円ということで、その分が地域に効果が来るということでございまして、貸付割合が2割を超えているところにつきましては、全体の面積が2,160アールでございまして、地域集積協力金として4,321万4,000円が交付されるものでございます。

もう一つ、経営転換協力金というものがございまして、このものにつきましては、5反、5アール以下のものについては、1件当たり30万円、5アールを超えて2ヘクタールまでは1件当たり50万

円、2ヘクタールを超えると70万円というものでございまして、離農された場合に支払われるものでございます。これが本巢市内で今年度は0.5ヘクタール以下が89名、それから0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下の方が13名、合計で102名ございまして、その方々に支払われるものが3,320万円でございます。合計をいたしまして7,611万4,000円を今回補正をさせていただくものでございます。

2点目の道路新設改良費の1,300万円の増額でございますが、市道改良工事は今年度計上しております22路線でございまして、総額が1億6,180万円の当初予算で計画しておりましたが、労務単価、資材単価、機械損料の単価改定が平均で7%ほど上昇したことによる不足と、入札差金が出なかつたということや、一部地元要望による工法の変更等もございましたので、1,300万円の不足が生じたということでございます。そんなことで、今回補正をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点目は結構ですけれども、2点目は一つ回答漏れだと思いますけれども、今の説明の中で入札差金が出なかつたから増額したという、それも理由の一つというふうに言われましたので、ほかの部分については入札差金が出たので、それに対応できるというふうに理解しておけばいいだろうというふうに思いましたので、もし違ったら後で教えてください。

その上でもう一つ伺いますけれども、平均7%上がったということでもありますけれども、ちょっと仕組みをお伺いしたいんですけれども、例えば県に工事請負約款というのがありまして、その中で賃金、または物価の変動に基づく請負金額の変更という第25条がございまして、その中でいろいろな要因によって変動が生じた場合には、発注者または受注者が請負代金額の変更を請求することができるというふうになっています。県がこうした運用規定を定めて平成26年2月24日から適用し、関係機関へ通知したというふう書いてあります。

そうすると、関係機関ですので、当然業者は入っていないわけですが、例えば、仮にこうしたもののアップというのはどういう形で、業者が申請してやられるのか、あるいは市または県とか、どこでどういうふうに対応されているのか、その流れについてちょっと説明が伺えればと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

済みません。先ほどの回答の中で、入札差金が出なかつたということで申し上げました。ほかの工種については、入札差金、あるいはその事業の中で、本年度の予算の中で当初の計画どおり執行

できる予定でございますので、この道路新設改良費について不足があったということでございます。よろしく願いいたします。

それから、単価改定の仕組みにつきましては、うちは単価、あるいは歩掛かり等につきましては、県からの単価書、あるいは歩掛かりが上がってきたものを使用しております、随時4月、あるいは6月、9月と、議会とはちょっと違うんですけども、変動があったたびに県のほうから単価の改定書というのが送られてまいります。それに基づいて工事を発注しておるわけでございます。

今おっしゃいました約款の内容について、細かく私も承知はしておりませんが、通常の場合、工事の変更をする場合におきましては、もちろん市のほうから工事を発注しておりますので、指示書なり、変更した場合は指示書を切りますし、業者からの相談にも応じております。例えばその中で、当初の契約の中で、途中で単価改定があった場合でございますけれども、通常の場合、まず当初のままで工事を行って契約をしておるものでございます。単価の改定とか、歩掛かりとか、機械損料については、県のほうで毎年、毎回審査をされて改定とかを行っておられて、私のほうへ通知が来るといふか、単価の改定書が来ております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

あえてこれをお伺いしたのは、先ほども申し上げたように、受注者はこの改定について申請することができるというふうに県の約款に書いてあるんですけども、そうすると、知らない人は申請しないということがあり得るんじゃないかという不安もあって、全ての契約をした業者が、全ての人がわかっているならば、同じように対応できるんですね。たまたまホームページを見なかった、いろいろ細かく知らなかった、だから、本来なら7%上がるのが、そのままやったということになると不公平が生じるんで、そういったことがないかどうかという心配があるわけですが、その点はどうかうなんでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

単価の改定が県のほうから市のほうへ通知がございますので、その通知があった時点で、その日からの工事の発注につきましては、その単価なり歩掛かりを使用して発注しておるものでございますので、通常知らなかったということではなくて、市の発注は県からの通知に基づいて行っておるということでございます。

例えば、その資材の中で、同じコンクリート製品が、市の単価と業者が使われるものと比較して、その差があった場合等については、協議を行ってその単価の見直しを行うような、特注品とかは特にそうなんですけれども、そういうこともございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの質問の回答についてなんですけど、積算単価そのものは、その都度単価が変われば、当然県から来ますね。今の請負規約の25条のことですが、これは26年の2月24日に県が運用規定で関係機関に通知をされておるわけですね。これはどういうことしておるかということについては、御承知のとおり、全体スライドとか単品スライド制とかインフレスライド、これによって、それぞれの該当する工事について資材単価の高騰、また賃金の高騰による請負契約が変更されるということですが、今部長が答えられましたような、請負契約をするときに単価が既に改定されてきておれば、改定するのは当然なことだと思うんですが、今回の補正を見ますと、主要資材の単価の高騰によるという、いわゆる25条を適用した部分だと思うんです。これは、市道改良の部分だけでは私はないと思うんですね。市の発注された工事物件については全てに当てはまってくると思うんですが、もう少しその点を詳しく説明をお願いしますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

今おっしゃいました約款の25条の件につきましては、私がちょっと細かいことまでは、今わからない部分もあるんで申しわけないんですけども、その部分について申し出られたというようなことを多分書いてあるように今お聞きしておりますが、その辺のことについて、全体スライド、インフレとかというようなことで、急激な物資の上昇があればというような部分を私今ちょっと感じたんですけども、そのほかの工種、いろいろ水路とかの工事もほかにもいっぱいあるんでございますけれども、その予算の中で、ことし計上しておる部分はできる予定ですけども、道路新設改良費については、22路線全てを発注しようと思った場合に、今1,300万円の不足があるということで、その理由を精査してみますと、労務単価、資材単価、機械損料等の単価改定があったということと、それから差金が出なかったというようなことで、不足しておるということでございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

非常に理解しにくいんですが、ここでいろいろお聞きしてもあれだと思しますので、後ほどで結構でございますので、また伺いますので、よろしく。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

再三言っておりますけれども、人事院勧告によって、給料のアップが非常に私の思いとしては少ないということに基づいて、補正予算のほうの一般職員の賃金アップのところの金額は非常に少ないということをもって、反対とします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありましたが、原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

先ほどもですけれども、反対する理由が私には見つかりませんので、賛成をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第58号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第59号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第59号 平成26年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とい

たします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号 平成26年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

12月8日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、本日は、付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

文教福祉委員会は、12月11日木曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会は、12月12日金曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にて、総務企画委員会は、12月15日月曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、それぞれ開催いたします。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午前10時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員